

第 2 2 期 第 4 2 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 1 8 日（火）午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	二本柳 勝
	〃	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	松 下 誠四郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	栽培・資源管理グループ 総括主幹	白 板 孝 朗
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆様がお揃いでありますので、ただ今から、第22期第42回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第42回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案4件の審議が予定されていますので委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、今回の議事録署名人といたしまして、堤委員と竹林委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等の決定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして、御説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。

いつものとおり漁業魚種、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可すべき船舶等の数等について説明させていただきます。

一番最初の2ページ目ですけれども、

こちらは、漁業種類が、ひらめ固定式刺し網漁業でございます。

許可すべき隻数は15隻、トン数は5トン未満ということです。

漁業を営む者の資格といたしまして、下北郡佐井村に住所を有する者ということで、関係する漁協は、佐井村漁協ということになります。

続いて、3 ページ目の方を御覧いただければと思います。

こちらは、小型いか釣り漁業の自家用釣餌用ということでございます。

許可すべき隻数は1 隻と5 隻というふうに上段、下段というふうになっていますけども、トン数は5 トン以上3 0 トン未満です。

漁業を営む者の資格といたしまして、東津軽郡、むつ市又は下北郡に住所を有する者として、関係漁協は、上段の方では野牛漁協、下段の5 隻の分は、こちらは大間漁協ということが対象になってございます。

以上が3 ページ目でございます。

続いて、4 ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、底建網漁業でございます。

昨年8 月に諮問させていただいた分の追加分ということでございます。1 0 月に既に漁業時期は始まっており、今年6 月までの漁期ということになります。

内容は、関根浜漁協としての1 名分としての追加ということでございます。

そして、最後の5 ページ目ということですが、こちらの漁業種類は、上段がうに潜水器漁業、下段がほや潜水器漁業でございます。

漁業者の数は、それぞれ1 名ということで、漁業を営む者の資格といたしましては、東共第4 7 号、共同漁業権者といたしまして、それぞれ上段、下段とも佐井村漁協ということになってございます。

県の方からの補足説明は以上でございます。

審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見、ありませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは議案第1 号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号の資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文の主要部分を読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための東通村老部川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について

県では、サクラマス資源増大のため、昭和60年度から東通村老部川において、サクラマス降海型幼魚（スモルト）の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには老部川河口周辺海域での操業制限によって、そ上親魚を増大させる必要があります。

については、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

資料の4ページ目になりますが、老部川内水面漁協から県に対しての要請文。

5ページ、6ページにつきましては、白糠漁協、小田野沢漁協の同意書が添付されて、県からの依頼文となっております。

次に資料2を御覧ください。

老部川内水面漁業協同組合組合長から東部海区漁業調整委員会会長あての依頼文となっております。

これも県からの要請文と同じく、増殖事業を進めるにあたり、そ上親魚確保のため

の河口域での漁獲制限が必要である旨の依頼内容となっております。

続きまして、資料３を御覧ください。

これが委員会指示案となります。前段のみ読み上げます。

東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示

青森県東部海区漁業調整委員会指示第４号

漁業法第１２０条第１項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和７年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下の内容でございますが、年次を１年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

県から補足説明させていただきます。

本件につきましては、先般、今月１３日に開催されました、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々にも御審議いただきまして、内容について了承を得ているところでございます。

なお、この指示の内容につきましては、先ほど事務局長からも御説明がございましたが、制限期間が変わったのみであり、他は今年度と同様の内容となっております。

補足説明については以上です。

御審議のほど、お願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見が

ありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、議案第２号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声でありますので、それでは議案第２号「東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任いたします。

次に議案第３号「東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第３号の資料１を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文を読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）

本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成２０年３月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成２０年度以降は、漁協からの要望と青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行っています。

令和7年度におきましても、貴海区管内6漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌釣りによる漁業への影響を防止する必要があることから、別紙の内容により、まき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いします。

資料1の2ページ目でございますが、令和6年度と令和7年度の委員会指示要望事項の新旧対照表でございます。

3ページ目は、個別具体的な指示内容となっております。

今回も漁協の確認を得た上で昨年同様の禁止区域とすることとしています。

4ページ目でございますが、委員会指示要望区域の全県の位置図です。

5ページ目以降は、個別の制限区域の位置図となっております。

次に資料2の方を御覧ください。

委員会指示の案となっております。前段のみ読み上げます。

東部海区管内におけるまき餌釣りの指示

青森県東部海区漁業調整委員会指示第5号

青森県東部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

内容でございますが、県から依頼のあった内容を指示案としてまとめたもので、禁止区域については、昨年と全く同じでございます。

2ページ目に書かれております、3、指示の有効期間において、年次を1年更新した以外は、昨年と同じものとなっております。

なお、これも委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、お願いいたします。

会 長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

県から補足説明させていただきます。

先ほど、御説明しましたサクラマスそ上親魚保護の指示と同様に、こちらの案件につきましても、２月１３日に開催されました、青森県海面利用協議会におきまして、委員の方々に御審議いただいております。内容について了承を得ているということでございます。

内容につきましては、有効期間が変わったのみとなっております。

補足説明は以上です。

御審議、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見を願います。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようでありますので、議案第３号については、原案どおり委員指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり）

会 長

それでは、議案第３号「東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」は、原案どおり委員指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任いたします。

次に議案第４号「東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

これは、平成4年から県の依頼により、委員指示を発動してきているものでございます。資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動について

このことについて、本県東部海区管内における漁業操業の秩序維持及び紛争の未然防止を図るため、別紙のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動して下さるようお願いいたします。

2ページ目以降は、具体的な内容となっておりますが、年次を1年更新したほかは、昨年度と同じものとなっております。

資料の11ページの方に承認海域、それから試験海域、禁止区域が図に示されております。

次に資料2の方を御覧ください。委員会指示案です。前段を読み上げます。

東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示

青森県東部海区漁業調整委員会指示第6号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下、年次にかかる部分を1年更新した以外は、昨年度と同内容ということになっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足等があればお願いします。

野月副参事

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見を願います。

ありませんですか。

御質問、御意見もないようでありますので、議案第４号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり）

会 長

それでは、議案第４号「東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

それでは、議案全て終了しましたので、以上、これをもちまして、第２２期第４２回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後１時５０分